

盧溝橋事件の拡大と居留民引揚問題 ～現地海軍の対応を中心に～

The escalation of the Marco Polo Bridge Incident and the issue for salvage work of Japanese denizens in China

～Mainly focusing on dealing with the issue by Japanese Navy～

文学研究科人文学専攻博士後期課程在学

久 保 健 治

Kenji Kubo

はじめに

- I. 第三艦隊と盧溝橋事件の勃発
- II. 現地軍と中央との対立
- III. 漢口引揚と海軍全面作戦の実施

おわりに

はじめに

盧溝橋事件が全面的な日中間戦争に拡大することが決定的になったのは第二次上海事変であったが、そこに至る過程において海軍は外務省や陸軍の意見に修正を要求する形で発言することが多く、海軍省は一貫して派兵の反対を述べていた。従来こういった海軍の態度は拡大派、不拡大派論争の中において「一枚岩」として派兵に反対していたとされてきたが¹、近年において中国現地軍艦隊であった第三艦隊の強硬な主張を引き合いに出して、海軍内部においても硬軟両論があったことが指摘されている²。だが、海軍全体としては「受動的」であるとの評価が一般的であろう³。しかしながら、第二次上海事変勃発後に海軍は最も強硬的な発言を行うなど、単純に受動的であるともいえない。この変化要因については米内光政を中心にして描かれてきたが⁴、強硬的な主張を述べていた第三艦隊を中心とした現地軍の動向は、主に軍事史的な側面から作戦行動等が描かれる事が多く、拡大過程に果たした役割については必ずしも分析されてはいないように思われる。その中でも特に分析対象として描かれる事が少ないのが、今回取り上げる居留民引揚問題である⁵。

当時、中国には日本人居留民が生活していたが、戦闘状態が起こった際に居留民をどのように保護するのかについては外務省と海軍が担当していた。居留民保護には引揚と現地保護という考え方が存

在したが、現地保護の場合、戦闘が開始されると居留民が巻き込まれる可能性が高く、また海軍陸戦隊では十分な兵力とはいえなかった。また、空爆をはじめとする大規模な作戦を実施するためには居留民が現地に居続けることは危険を伴うことでもあった。一方で、引揚は保護の点からはもっとも安全性に優れたものであるが、戦闘が開始されてから引揚を開始した場合には一層危険な状況になることも考えられた。そのため、戦闘が開始されない段階での引揚が最も安全であるが、それは一方で大規模作戦の開始を示唆するものでもあり、「余計な刺激」を与える可能性があった。つまり、居留民引揚はやり方次第では戦闘を拡大しかねない行動であり、その実行には盧溝橋事件をいかに收拾すべきかという考え方が色濃く反映されるものであったといえる。

先行研究においては、この居留民引揚問題については、長江流域の居留民引揚を実行する部隊であった第十一戦隊を中心とした行動の実態と共に、それによって引き起こされた外務省と海軍中央部との対立なども描かれている⁶。そこでは、第十一戦隊は現地の対日感情の悪化という理由から引揚を希望したという点が指摘されている。だが、上記のように居留民引揚は海軍内における作戦面においても大きな影響を与えるものであり、単に現地の対日感情の悪化を避けるだけのものではなかったのは明らかである。そこで、本稿においては引揚を実行する立場であった中国現地の海軍と現地の外交官に焦点をあて、居留民引揚をめぐる両者の交渉過程を中心に分析し、現地軍が盧溝橋事件の拡大に果たした役割について再検討してみたい。

I. 第三艦隊と盧溝橋事件の勃発

当該期においては、海軍の中国現地軍は第三艦隊司令部を中心に構成されていた。第三艦隊は上海に旗艦出雲を停泊させていたが、外交的な側面も強かったようで、草鹿龍之介第三艦隊参謀副長は以下のように回想している。

軍艦出雲が、第三艦隊の時からの旗艦であり、遊船埠頭に横付けしており、上海という土地柄もあり、海軍以外の人出入りも多く艦隊司令部も、見様によって、陸上の役所の如き有様であったと言っても、過言ではない⁷。

このように複雑な国際情勢であった上海という土地柄もあり、第三艦隊司令部は海軍の単なる出先軍というだけでなく、外務省をはじめとした海軍以外のパイプ役も果たしていた。実際に一九三六年十二月一日に第三艦隊司令長官として任命された長谷川清はジュネーブ一般軍縮会議全権委員から無条約状態になるときの海軍次官を務めるなど海軍の中でも軍政畑で対外交渉を行った人物であり、任命理由としては以下のように記されている。

永野修身海軍大臣は、長谷川を第二艦隊司令長官と第三艦隊司令長官のいずれかにしようと考えていたが、当時極東の情勢が次第に険悪になっており、列国の権益が錯綜し各国の海軍艦船が行

動している第三艦隊の司令長官を適任とした⁸。

このように対外的な側面をも期待されていた第三艦隊であったが、その外交判断においては日中関係が厳しいものであると認識したようである。長谷川は就任と同時に中国沿岸部を視察しているが、この視察の中で長谷川は中国の対日空気が悪化していることを感じ、下記のように第二の上海事変が勃発する可能性も想定していたという。

こうした中で長谷川は、支那の対日空気が全般的に次第に悪化し、また現地の米、英側の対日態度も以前に比べて余り好意的でない事を痛感した。

彼は万一、第二の上海事変が起った場合には、中国側の実力も著しく向上してきているから、日本側に不利な事態となる危険性があると判断し、このことに対して部下の注意を喚起したという⁹。実際に当時第五水雷戦隊首席参謀であった横山一郎によれば、昭和十二年の盧溝橋事件勃発以前の段階で華北担当の第十戦隊、長江担当の第十一戦隊の参謀達が上海に集められ、「万一の場合」に対する事前の作戦打合せがあったという。

昭和十二年、私が第五水雷戦隊首席参謀で南支警備の任にあった時、在上海の第三艦隊旗艦出雲に第十戦隊（北支）第十一戦隊（長江）の首席参謀と共に召集せられ、長谷川長官の激励を受けた後万一の場合に対する作戦打合せがなされました¹⁰。

こうした状況下において盧溝橋事件は勃発したのである。事件が発生すると海軍中央部はすぐに第三艦隊の台湾方面での陸海共同演習を中止し、上海、青島を中心とする中国大陸沿岸部への復帰を命じた¹¹。第三艦隊は十日上海回航の途中に中国空軍の戦備促進に関する情報を入手し、十一日未明に海軍中央部へ航空隊及び陸戦隊の派遣準備を要請すると同時に、下記のような指示を指揮下の各隊に出した。

一 十日夕方来盧溝橋方面情勢逆転の兆あり。又中国空軍は秘かに戦備を整えつつあること確かにして情勢真に逆賭を許さざるものあり。各艦は万一に処するの準備を整え、特に飛行機に対し警戒を厳にすべし

二 各級指揮官は極秘裏に在留邦人引揚に対する研究を行い胸算を立ておくべし¹²

このように、勃発直後から第三艦隊は現地実働部隊という特性も手伝い、戦備に対して積極的であったが、この段階における第三艦隊の考えは以下のように集約することができる。

- 1、中国側の対日意識の悪化が非常に厳しい。
- 2、中国空軍の動きに気をつけること。

一方で、中央においては盧溝橋事件が勃発したことを受けて、七月九日に派兵について閣議で議論が行われた。陸軍は現地解決を主張しており、杉山元陸軍大臣は「軍としては飽迄現地解決及事件不拡大を根本方針とするものにして、派兵を決定せば事件は現地に於て自然解決せらるべしと思考する¹³」として派兵を強く希望した。しかしながら、海軍省を中心とする海軍中央部は派兵に強く反対し、米内光政海軍大臣は以下のように発言した。

海相ヨリ只今迄ノ情報ニテハ出兵ヲ決スル事ニハ不同意ナリ。内地ヨリ出兵トナレハ、事重大ニシテ全面戦争ニナル事モ覚悟ノ要アリ。国际上ヨリモ重大ノ結果ヲ生ジ、日本ガ好シデ事ヲ起シタルノ疑惑ナカラシムル為、更ニ事態逼迫シタル上ニテ決シタシ。海軍トシテハ全支ニ対スル居留民保護ノ必要ヲ生シ充分覚悟ト準備ヲ要ス¹⁴

米内は局地戦ではなく、全面作戦になる可能性があること、また、国際世論が支持をしてくれないことを理由に反対したわけであるが、海軍の役割であった居留民保護に関しても発言している。このように海軍にとって居留民保護は現地海軍だけでなく、中央部においても重視されていた。

こうして、九日の閣議で派兵は中止になったが、その後の十一日における五相会議で杉山は再度派兵を主張する。その要求は了承されるが、理由は天津軍と居留民の保護であった。

五相会議においては諸般の情勢を考量し、出兵に同意を表せざりしも、陸軍大臣は五千五百の天津軍と、平津地方における我居留民を皆殺しにするに忍びずとて、強て出兵を懇請したるにより、渋々ながら之に同意せり¹⁵。

海軍としては派兵には反対であるが、居留民保護に関しては異論がないので、もし派兵の必要がなくなれば、速やかに撤兵させるという条件を要求して了承する。だが、一方で派兵決定を受けた海軍省は全面戦争への拡大を懸念し「海軍は全面的対支作戦になる考えにて準備し、陸軍・外務と連絡し成るべく彼を刺激せざる様に行う。行動は極秘発表せず¹⁶」として準備を進めることを指示する。しかしながら、この方針をめぐって現地海軍と中央部は対立することになる。

II. 現地軍と中央との対立

七月十二日に軍令部は「対支作戦計画内案」を発表した。その内容は十一日の閣議決定を受けて、第二十九軍を対象にした第一段作戦。中国全体を対象にした第二段作戦とする段階的な作戦内容であった。海軍中央部、特に海軍省は外交解決を重視しており、この時点では大規模な軍事作戦による中国中央政府への攻撃は考慮していなかった。そのため、中国の一部隊である第二十九軍を目標とする第一段作戦を実行するべきであると考えていた¹⁷。しかし、第三艦隊は派兵を「武力」による日中関係の打開と解釈し、中央部に以下のように具申した。

武力により日中関係の現状を打開するには、現中国の中央勢力を屈服させる以外道無く、戦域局限の作戦は期間を遷延し、敵兵力の集中を助け作戦困難となる虞大である。故に作戦指導方針に関し「支那第二十九軍ノ膺懲」なる第一目的を削除し、「支那膺懲」なる第二目的を作戦目的として指導されるを要し、用兵方針についても最初から第二段作戦開始の要がある。更に中国の死命を制するためには、上海、南京を制するを最重要とし、中支派遣陸軍は五〇師団を要する¹⁸。海軍省にとって派兵の目的は現地保護であり、ある意味で必要最小限という消極的な姿勢であったの

に対して、第三艦隊は派兵を武力行使による解決という積極的な姿勢として認識していることが鮮明になっている史料である。結果的には、第三艦隊の主張は海軍中央部において否決されることになったが、作戦準備を行うことに関しては同意された。その後も派兵をめぐる論議は二転三転する。また、現地においても抜本的な解決は行われず、華中南に波及する可能性がなくなることはなかった。そのため、華中南においても居留民引揚に関して議論がされることになる。

そもそも、第三艦隊にとって居留民引揚は最も重要な問題の1つとして認識されていた。長谷川清伝によれば、「当時長谷川司令長官が最も心を痛めていた問題は、揚子江の上流一、三五〇哩にある重慶をはじめとして、長沙、沙市、漢口、九江、蕪湖、南京などに在る在留同胞を万一の場合上海へ引揚げさせることであった。」というものであった¹⁹。なお、ここで今回問題となる長江流域の居留民引揚の詳細についてまとめておきたい。まず、居留民引揚の最終地点は、基本的には上海と青島の二箇所に分類される。長江流域の場合には上海となるが、引揚に関しては奥地からの場合、漢口経由で上海へと引揚することになる。つまり、漢口までの引揚が第一段階であり、最終引揚が上海という二段階になっている。実際に当該期における奥地からの領事館員等の引揚では、最初から上海まで引き揚げず、まずは漢口に留まっている。そのため、重慶や宜昌といった奥地での引揚が容認されたとしても、それは最終的な引揚ではなく、漢口からの引揚が事実上の全面引揚という事態になる。以上のように、居留民の引揚は段階的に行うなど複雑なものであり、かなり難しい判断であった。これにはいくつかの理由が存在している。

まず、経済的には居留民が築き上げてきた権益を放棄する可能性である。それは、「在留同胞は過去数十年の間幾多の辛苦を嘗め嘗々として築きあげてきた財産を放棄しなければならないからだ。一切の資産をそのまま残して身柄だけ引揚させることは、まことに情において忍び難いものがあった²⁰」というものだった。だが、居留民引揚の持つ意義は、単に居留民の財産の放棄ということだけではない。それは、「はじめに」でも説明した軍事的な側面である。つまり、引揚には現地保護に比べて安全性が高いという側面と同時に、空爆に代表されるような大規模な軍事行動を容易にするため、全面作戦実施の準備とも認識されかねない性質である²¹。特に、実際の戦闘が開始されていない華中南の居留民引揚をめぐる動向は事態の拡大を巡る重要なものであった。

さて、前述のように第三艦隊は居留民引揚を重視していたが、更に引揚を実行する第十一戦隊（長江担当部隊）は更に強硬に主張し、現地外交官達との対立は深まっていった。それを明らかにするために外務省側史料から海軍の動向をみてみたい。

外務省中央部は華中の居留民引揚は一般居留民に「不必要な動揺」を与えることになるので、引揚準備に関して公開しないようにとの命令を出し、引揚の可否に関する裁量は現地に任すこととした。七月二十日広田外相から川越茂大使宛の訓電には以下のようにある。

北支事変拡大し、万一長江沿岸居留民に引揚を命ずるの要あるに至る場合は、貴大使の裁量に依り、九江、蕪湖、南京、蘇州、杭州各管内の居留民に付ては、上海総領事をして、又漢口上流の

居留民に付ては漢口総領事をして、夫々出先領事及び軍側と緊密なる連絡を取り、時期を誤らす必要なる措置を採らしてめられ度く。引揚先に付ては機宜の指示を与えられ差支えなきも、一応下流は上海に、上流は漢口に收容するを適當と認む。

本件が事前に洩るるに於ては一般居留民に不必要の動揺を与ふるの虞あるを以て最後迄貴大使及上海漢口両総領事限りの含みとせられたく²²。

一方、川越大使の報告によれば、二十九軍と日本の交渉は「相当進捗しつつある」と認識するも、むしろ蒋介石との関係悪化を憂慮しており、それは「日支全面的衝突の危機」ですらあると認識していた。そのため、華北において中国中央軍と戦闘が開始されれば、戦闘地域は迅速に拡大していくと考え、引揚に関しても準備をはじめるとのことであった。

同夜蒋介石の談話等に窺はるる如く、今や日支全面的衝突の危機を孕み来り、而も一旦北支に於て支那軍隊殊に中央軍と兵火を交へんか、意外に早く各地に動揺が波及する惧多分にある様認めらるるに付ては、既に御気付きかと存せらるも、奥地、特に長江沿岸在留官民に対し、必要に応じ臨機引揚を迅速に実行し得る如く準備方至急御訓令相成ること、然るへき時期到来せるものと存せらる²³

また、このころから第十一戦隊の引揚に関する強硬な姿勢が明らかになってくる。例えば、七月二十一日には引揚を第三艦隊ならびに外務省へ要求している。この要求事項については引揚に関係する各地域から外務省本省にも連絡が行われており、特に上海においては第十一戦隊が第三艦隊にも引揚許可を求めている²⁴。

しかしながら、漢口の松平忠久総領事代理は漢口引揚が時期尚早だと判断すると同時に、第十一戦隊の各地における引揚への動きが居留民に「相当の動揺」を与え、それによって自発的な居留民の引揚が多発したことに苦慮していた。そして、その背景には第十一戦隊の影響もあったと考えていたようである。

南京並びに上流方面の引揚当地に宣伝せらるるや居留民に相当の動揺を与えへたるものの如く任意引揚を希望する向多くなれる一方十一戦隊に於ては例に依り引揚運動を開始したる次第なるか当地に於る引揚は其の影響甚大にして引揚に依り却て治安状態に不安を加ふるか如き結果なきを保せず²⁵

上記書簡には続けて二か条にわたって引揚の詳細を論じているが、その内容は「任意引揚希望者に対しては之を阻止せず」とし、最悪の場合には引揚命令を発することを決定した。しかしながら、それでも「男子は成るべく居残らしめ度き意向にて然るべく居留民を指導し居る次第なり」として、漢口引揚に関しては「其の影響甚大」として一貫して否定的な見解をとった²⁶。

また、海軍中央部もこの段階においては引揚に反対しており、第十一戦隊が所属する第三艦隊に対して中央の命令を待つように指示した。

長江上流居留民引揚に関し、第十一戦隊よりの請訓に対し何分の指示ある迄見合はずへき旨、第

三艦隊より訓令したる趣なり。海軍中央部としては引揚の時期は改めて指示する意向なり。尚本件は外務海軍十分連絡の上措置せらるる筈²⁷

こうして二十二日の段階で第十一戦隊の要求が受け入れられることはなかった。また、広田外相は二十二日に、引揚に関しては現地の裁量に任せるとして訓電を行った²⁸。しかしながら、上海の岡本季正総領事は現地裁量では限界があり、「過早なる引揚を阻止し得ざるに至る」として中央部が方針を明確にするように希望した。その背景には第十一戦隊の引揚要求も原因としてあげられている。

而して、南京側が積極的に北支に於ける既成事実を破壊する決心ありとは観測せられざるに付、結局引揚時期の決定は（奥地に不安状況発生せる場合は別として）原則として、中央の御判定を俟つべきものと思惟し居るに不拘、冒頭貴電御訓令に接したるは意外なる処。御承知の如く、長江警備海軍側は今回も居留民至急引揚方強く希望し居りし次第にもあり。右貴電の如く引揚時期決定を出先官憲の裁量に委ねらるるに於ては、当方に於て如何に三艦隊司令部及海軍武官室と連絡を図るに於ても、到底上流の過早なる引揚を阻止し得ざるに至ることを懼る。就ては、右御諒察の上一応中央の御方針を明確に御垂示相成度し²⁹

外務省中央部による明確な指示を現地が求めていたのは、外務省側の事情もあろうが、引揚が現地裁量では困難な理由として「長江警備海軍側は今回も居留民至急引揚方強く希望し居りし次第」として述べていることから、第十一戦隊の与えたプレッシャーが大変に大きかったが分かる。

その後、七月二十四日には華北の事態がやや緩和することになったので、海軍省も外務省も共に引揚に関しても、現状維持の方針を指示したが、七月二十八日になり華北において天津軍が第二十九軍に対して「総攻撃」を開始した³⁰。これを受けて海軍省は第三艦隊に漢口上流居留民の引揚に関して指示を下すこととなる。しかし、その内容に対して現地外交官は、中央の不拡大方針に基づく引揚指示と海軍側の態度に相違があると認識し、外務省中央部に対して不満を述べた。

二十八日海軍省側より、第三艦隊に対し「今後、日支全面作戦迄進展することあるべきを予期する次第にして、此の際差当り、漢口より上流各地居留日本人は、之を引揚ぐるの要ありと認めらるるに付、外務側と連絡の上現地の状況に応じ、機宜引揚を開始せしむる様、取計はれ度き」旨指令ありたる趣にて、右は冒頭貴電と相当開きある処、元来長江筋に於ける海軍側の態度は、中央の指令に基づき当地第三艦隊にて具体的に決定し、各地に訓令する建前にて、部内問題の処理に付、常に当方に相談し来る事情なるを以て前記の如き食違ありては甚だ困却する次第なり³¹ 結果的に上記の引揚指示は、漢口上流の各地において引揚を実施するという事で一致することとなった³²。

一方、漢口においては海軍第十一戦隊が漢口からの引揚を要求していた。しかし、松平総領事代理は「今回の漢口での日本海軍の戦備は、かえって中国側及び在居留民を刺激し危惧の念を与えた」として海軍側を批判するとともに、引揚は尚早であると指摘した³³。これに対して第十一戦隊は、漢口における中国側との会見があるにも関わらず松平を訪問し、「北支事変の影響必ずや長江方面に波及する

惧あることを断し全面的引揚を要する事態近きにあることを覚悟して用意する必要ある旨強調」した。それに対して、松平も広田外相に対する電報で「第三艦隊司令官声明を相俟て、或程度迄海軍側の決意を表明せるものと考へらるる処」と判断した³⁴。

一方、長沙においても高井領事代理が八月三日以前の引揚に同意しなかった。更に七月三十一日に中国側の「排日行為の取締強化を行う」との連絡を受けてからは、事前に決定されていたはずの、八月三日の引揚に対しても消極的であった。そのため、海軍側は下記のように強硬に主張し、高井によれば海軍の外務省職員批判にまで広がる可能性すら出てきたという。

長沙居留民の引揚時期に関し、十一戦隊及第三艦隊側にては、例に依り非常に急立て為に、居留民を道連として警備艦を下江せしめんとし居留民の反感を買ひつつある（中略）海軍側にて御急ぎの事情は諒とするも、何等明確なる理由も示さず唯急立てをることは、居留民の反感を益々大ならしむる所以なりと警告し置きしも、昨今にては何とかして本官に八月三日総引揚の命令を出さしめんものと執拗に迫り、此の上当地居留民側の利害関係、地方情勢等を云々すれば海軍側は本官に協調の精神を欠くか如く言い出す恐れあり³⁵。

高井は引揚に消極的であったので、上記のような居留民の反感を海軍が受けていたという点には注意が必要であるが、海軍側がひどく強硬であった点は明確である。特に、「協調の精神を欠くか如く言い出す恐れ」という記述に見られるように、少なくとも高井から見れば、海軍は引揚中止論に聞く耳を持たないと見えたのであり、そこには交渉の余地がまったくといっていいほどなかった事が分かる。

また、ここにきて今までは十一戦隊を抑える立場であった第三艦隊も、引揚要求を開始し始める。その内容は航空戦ともなれば、全面戦争は避けられないという軍事的な認識を示した引揚要求論であり、揚子江上流の居留民は全面引揚すべきというものだった。しかし、第三艦隊は十一戦隊とは異なり、漢口引揚は時期尚早という点について外務省に理解を示す。

三十日、長谷川第三艦隊司令長官談として、当地に於て発表の声明は居留民に対し軽率を戒むると共に、支那側に対し慎重対慮方注意を喚起せるものにして、右は直に事態の全面的悪化を暗示する趣旨のものにあらず、但し艦隊側に於ては将来事態進展し日支双方空軍の衝突ともなれば其の影響至大なるべきを予想せらるるに付、斯る事態に立至る場合を予期し、全面的引揚を決意する時期もあるべく、之か為には上流居留民は現地の事態を考慮に入れつつも、早目に漢口迄引揚げ置くこと然るへしと観察し居るも、漢口よりの引揚は未だ其の時期に到達し居らざることは艦隊側にも同意見なり³⁶

八月一日には松平総領事代理の引揚尚早論を受けた外務省中央部が全面的引揚は尚早との見解を示し、海軍中央部もこれを受けて第三艦隊ならびに第十一戦隊に同様の意見を通知する。しかし、このあたりから、海軍省を中心とする外交解決重視による引揚慎重論に対して、軍令部からも批判的な意見が提出されるようになる。

軍令部としては右事態の急迫に鑑み、全面的戦争避くべからずとなし、此の際作戦実施上最も影

響ある漢口下流在留邦人引揚を即時実施方主張せるも、海軍省外務省に抵抗あり、遂に未だ発令せらるるに至らず。引揚完了前戦闘開始されんか作戦上不利あり。

要するに現状は軍令部としては海軍用兵の見地より一步を進むる要あるに立ち至りしが、外務側は居留民引揚に対する態度煮え切らざるのみならず、海軍省首脳部も亦八月初旬在南京日高代理大使が実行中の外交交渉に望を囑し、逼迫せる実情の存せしにも関らず居留民の漢口引揚にすら同意せざる情態なりき³⁷。

つまり、ここまでで分かるように居留民引揚は、当初の保護という観点から議論されていたものが、後半には軍事作戦の見地から語られるようになったのである。特に華北の戦闘が華中南にまで拡大する危険性があるという見方が強まるにつれ、第十一戦隊だけでなく第三艦隊、軍令部も引揚に対する積極的な姿勢が強まっていることが読み取れる。

特に、漢口引揚は海軍側の作戦計画においても非常に重要な意味をもっていた。八月一日に福留繁軍令部第一課長が陸軍側の問いかけに対して、以下のように答えている。

海軍としては、極めて不愉快なる作戦振りなれど、政府の不拡大方針に抑制せられ尚手出しを慎み支那の出方を見つつあり

居留民を上海付近に引揚げしめ、揚子江部隊を收容したる後か、又は海軍が反撃をせざるべからざる事態生起し、全面作戦開始となれば、直に動き得る兵力を動かして大にやる積りなり

それまでは濫りに手出しを許されざる状況なり

勿論輸送護衛の如きは充分実施するも、目下のところ北支における陸軍作戦に直接協力する能はざる情況なり³⁸

この史料は陸軍側の要求を断わる内容のため、注意が必要であるが、作戦上の観点から漢口引揚は全面作戦へのきっかけとなりうるということに関して、明確に述べている点が重要である。また、「海軍にも、この際支那をひとつタゞイテ、サツト引クがよいと云ふ説が盛ん³⁹」という背景があったことを考えると、漢口引揚は軍令部にとっては大きなポイントであったといえよう。

Ⅲ. 漢口引揚と海軍全面作戦の実施

このように漢口引揚を中心にして現地海軍だけでなく、軍令部も作戦を重視する方向になっていったが、海軍省は外交解決を優先する方向を崩さず、むしろ外務省東亜局課長石射猪太郎が中心になって実施した船津工作を全面的に支持した。船津工作への期待は大きく広田外務大臣も「世界も挙げて帝国の公正無視の態度に敬服すべき所⁴⁰。」と発言するなど、外交解決に向けての切り札として考えられていたようである。しかしながら、漢口においては、六日十二時に居留民代表が情勢悪化を理由に松平総領事代理に引揚を迫り、田中宣昌領事も同時に引揚の不可避を説き、結果的には二十一時に全

面引揚が発令されることとなった⁴¹。だが、海軍省は船津工作を成功させるために、現地海軍に対して下記のように慎重な態度を要求した。

海軍側も支那側に対し、漢口居留民の引揚は事態不拡大の方針に基き、同方面に於ける事端の発生を未然に防止せんととの考慮より出てるものなる旨申入る趣なり。又、第三艦隊に対しては外交上機微なる事情あり、茲數日は支那側を刺激するか如き行動は一切差控ふべき旨、及漢口下流の出先海軍には引揚に関しては領事官憲とも連絡の上善慮すべき旨夫々命令せる趣なり⁴²

外交上の機微というのは、時期的に考えて船津工作を指している。海軍省の意気込みが伝わってくる文章である。しかし、漢口引揚を契機にして海軍内部では、作戦を優先すべきであるとの声が高まり、軍令部は六日、下記のように海軍省の姿勢を強く批判した。

仮令日支両国首脳部に於て和平解決上種々の対策講ぜらるるも万一の事端地方的に発生せざるを保し難き状況に於て状況の変化に応じ最小の日数を以て所要兵力を派遣せしめんが為今日より右兵力派遣準備を完成し置く事絶対必要なり⁴³

このように次第に海軍省の立場は厳しいものになっていった。更に、漢口引揚は海軍現地軍の中央への説得材料としても機能することになった。

佐世保待機中ノ特別陸戦隊ヲ至急上海ニ派遣シ先遣陸軍部隊ヲ速カニ上海ニ派遣スルカ、又ハ少クトモ之ヲ乗船地ニ待機セシムルノ要アリ

右ハ漢口其ノ他ノ居留民引揚ヲ断行セル今日ニ於テ殊更刺戟ヲ顧慮スルニモ及バザルベク、寧ロ却ツテ我が不拡大方針ヲ徹底セシムル上ニモ、効果アリト信ズ⁴⁴

既に漢口引揚を実施した以上、兵力を増強したところで相手に対して与える刺激は変わらないので、準備を進めるべきであるという主張には、もはや外交解決を優先させる発想はない。しかも、前述したように軍令部側においても漢口引揚は全面作戦のきっかけとなるものであったわけなので、上記の具申はほとんど作戦開始を意味するに等しいものと思われる。特に、最初は不拡大方針の撤回を主張した第三艦隊が、ここにきて不拡大方針の徹底のためにも兵力派遣が必要であるとの主張に切り替わった点が重要である。要するに、現地の情勢悪化を背景にして現地としては外交第一では不拡大は達成できず、兵力派遣が必要であるという論理になったのである。

その後、漢口居留民は九日に上海への引揚が完了する。時を同じくして九日に大山事件が勃発し、十三日には上海における路上交戦、そして十四日の朝十時には中国空軍により第三艦隊旗艦「出雲」、陸戦隊本部、総領事館等が二回にわたり爆撃された⁴⁵。これを受けて海軍省側も本格的作戦を実行することを決定し、声明を発表。政府もそれを認めることになる。こうして盧溝橋事件によって引き起こされた戦闘は遂に第二次上海事変へと発展し、華中南を含む全面戦争へと拡大していくのである。

終わりに

盧溝橋事件の勃発を受けて内地から派兵するかどうかについて議論は分かれたが「居留民の保護」という目的の下、派兵は了承されることになった。しかし、居留民保護のための派兵が中央と現地の相違をうむことになった。中央はしぶしぶともいっていいような消極的な姿勢での派兵であったのに対して、現地ではそれを武力行使による解決という積極的なものとして捉えた。現地海軍は全面戦争が引き起こされる可能性が高いと認識していたので、そのための作戦を最大限に優先すべきであるとの見解であった。海軍中央部との間にその度合いの差があったものの、こうした作戦優先主義は海軍全体の意思として共有されることになったのである。

作戦優先主義に基づく行動をとる上では、第十一戦隊といった実務レベルの現場海軍にとって居留民引揚は必須であった。外務省や海軍中央部は居留民引揚によって無用の「刺激」を与えることになるとして反対していたが、第十一戦隊は現地外交官に引揚要求を強く主張し、彼らを困惑させるほどであった。当初、この居留民引揚は保護という観点から主張されており、その段階においては第三艦隊が抑えるなど、現地海軍の中でも温度差が生じていた。しかし、情勢悪化と共に作戦面が重視されはじめると、第三艦隊も軍令部も居留民引揚を強く主張するようになっていった。漢口引揚はその象徴的なものであった。そして、船津工作の失敗と同時に海軍省も本格的作戦を決意し、引揚実施後の利点を活かした全面作戦を実行すべく、海軍は上海派兵を要求することになったのである。

さて、これら一連の行動を見ると、海軍は作戦実行を中心に行動しており、政治的には受動であるが作戦実行という面では積極的であったことが分かる。漢口引揚が作戦を推し進める契機となり、それが派兵要求を高めていった点を考えると、政治的には受動で政治干渉をできる限り行わないという規範意識が強い海軍の思惑とは別にして、その作戦優先行動は戦線の拡大に一定の寄与を与えたといえる。事実上の戦時ではあるが、平時の手続きによって戦争遂行が実施されるという特殊な政治状況においては、この海軍の行動は時として政局へ大きな影響を与えたと考えられる。しかしながら、こうした作戦優先行動も、これまで見てきたように海軍省によってある程度は制限されていたのも事実である。海軍のこうした行動規範と実際の政治影響をより正確に分析するためには、海軍省側の分析も必要であるが、それは別稿にて論じたい。

1 秦郁彦『日中戦争史研究』（河出書房新社、一九六一年。）

2 秦郁彦『盧溝橋事件の研究』（東京大学出版会、一九九六年。）三一七～三二二頁。

3 前掲、秦『盧溝橋事件の研究』。麻田貞雄『両大戦間の日米関係—海軍と政策決定過程』（東京大学出版会、一九九三年。）

4 米内の変化要因という点について中心的に分析しているものとしては、高田万亀子「日華事変初期における米内光政と海軍—上海出兵要請と青島作戦中止をめぐる（東アジアにおける作戦と統率）」『政治経済史学』（通号 二五一、一九八七年。）、相澤淳『海軍の選択—再考・真珠湾への道』（中央公論新書、二〇〇二年。）などがあげられる。また、海軍の動向に関しても記述されているものとして代表的なものとしては、前掲、秦『日中戦争史研究』『盧溝橋事件の研究』前掲、麻田『両大戦間の日米関係』、戸部良一『ピースフィーラー—支那事変の群像』（論創社、一九九一年。）などがあげられる。

- 5 例えば、居留民引揚問題について海軍側の視点から、最も詳細に描かれているものの一つは、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書中国方面海軍作戦（1）』（朝雲新聞社、一九七四年。）であるが、居留民引揚に関しては現地軍が情勢悪化によって引揚を希望したという面にしか着目していない。
- 6 前掲、『戦史叢書中国方面海軍作戦（1）』二八二～三〇四頁。
- 7 長谷川清伝刊行会編著『長谷川清伝』（非売品、一九七二年。）草鹿龍之介（当時、第三艦隊参謀副長）の回想 二五九頁。
- 8 前掲、『長谷川清伝』七十三頁。
- 9 前掲、『長谷川清伝』七十四頁。
- 10 『長谷川清伝』横山一郎の回想（当時、第五水雷戦隊首席参謀）
- 11 軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀巻一」前掲、『戦史叢書 中国方面海軍作戦（1）』二四一頁。
- 12 「第三艦隊機密第一〇五番電（十一日〇二一〇発電）」前掲、『戦史叢書 中国方面海軍作戦（1）』二四四～二四五頁。
- 13 外交史料館「支那事变関係一件第一巻」北支事变経緯 1 昭和十二年七月十四日。
- 14 防衛研究所図書館所蔵「嶋田繁太郎大将備忘録第二」七月九日（以後、「嶋田備忘録」と記載する）ただし、文献によって記載が異なる点もある。秦郁彦氏は、『原田日記』第六巻に、陸相が派兵を「すべて委せてもらいたい」と申し出て、近衛首相が「自分は出兵には絶対に反対だ。従って陸軍大臣に全ての責任を委すわけには行かん」と蹴り、内相も海相も外相もすべて首相に賛成して陸相は申出を撤回したとあり、だいぶニュアンスが異なる。」と記載している。ただ、いずれにせよ、この時点で米内が武力行使に反対したことは間違いないといえる。（『盧溝橋事件の研究』二五五頁。）
- 15 高木惣吉写、実松讓編『海軍大将米内光政覚書』（光人社刊 一九八八年。）十四頁。緒方竹虎『一軍人の生涯 提督米内光政』（光和堂、一九八三年。）二七頁にも記載されている。
- 16 防衛省防衛研究所所蔵「嶋田繁太郎備忘録 第二」
- 17 前掲、軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀巻一」『戦史叢書 中国方面海軍作戦< 1 >』二四八～二五〇頁。
- 18 前掲、『戦史叢書 中国方面海軍作戦< 1 >』二五二頁。
- 19 前掲『長谷川清伝』七十五頁。
- 20 前掲『長谷川清伝』七十五頁。
- 21 例えば、蒋介石秘録では「北平方面で、日本軍が一斉攻撃にはいった翌日の七月二十八日、日本政府は漢口から上流の日本人居留民にたいし、引き揚げ命令を出した。あきらかに全面戦争を予期しての措置であった」との記載がみられる。『蒋介石秘録12』（産経出版、一九七六年。）四七頁。また、後述するように居留民引揚と海軍の作戦は密接な関係にあった。
- 22 七月二十日 暗 第一四〇号 広田外務大臣発、川越茂大使宛書簡。「中支居留民引揚措置方の件」外交史料館所蔵「支那事变関係一件／在支公館員及居留民保護引揚関係（一般ノ部） 第一巻」「昭和十二年七月十一日から二十四日」（以下、「支那事件／引揚関連」と記載）
- 23 七月二十日 川越大使発、広田外務大臣宛書簡。同上。なお、ここでいう中央軍とは、東亜局第一課の昭和十二年度執務報告の「第六章 支那側抗戦ノ態勢及政局ノ動向」（外務省外交資料館所蔵「東亜局第一課 昭和十二年度執務報告」）における中国正規軍の系統には、中央直系軍と傍系軍という記述が見られる。盧溝橋事件で日本軍と直接戦闘状態になった二十九軍は宋哲元指揮下であるが、宋哲元は宋哲軍として記載されている。従って、この中央軍とは蒋介石直轄軍とするのが妥当と考えられる。
- 24 具体的には、宜昌、漢口、重慶、上海から外務省本省宛に電報が飛んでいる。「支那事变／引揚関連」
- 25 七月二十二日 松平忠久漢口総領事代理発、広田外務大臣宛訓電。同上。
- 26 同上。
- 27 七月二十二日 広田外務大臣発、在支大使、上海、漢口領事、重慶、宜昌、沙市、長沙領事宛訓電。同上。
- 28 前掲、軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀巻一」『戦史叢書 中国方面海軍作戦< 1 >』二四三頁。
- 29 七月二十三日 岡本上海総領事発 広田外務大臣宛電報。前掲、「支那事件／引揚関連」。なお、第十一戦隊は長江警備を任務としていたので、「長江警備海軍」とは第十一戦隊を指している。
- 30 前掲、軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀巻一」『戦史叢書 中国方面海軍作戦< 1 >』。
- 31 二十九日 岡本上海総領事発、広田外務大臣宛電報「支那事件／引揚関連」「昭和十二年七月二十五日から二十九日」
- 32 二十八日以降、引揚に関して協議が開始され、実施された地域は次の通り。重慶（八月三十日引揚決定、八月

-
- 一日開始。漢口經由上海。) 宜昌、沙市 (七月二十八日引揚決定、八月一日開始。漢口經由上海。)
- 33 前掲、軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀巻一」『戦史叢書 中国方面海軍作戦< 1 >』。
- 34 三十一日 松平漢口総領事代理発 広田外務大臣宛電報「支那事件／引揚関連」「七月三十日から八月一日」
- 35 一日 高井長沙領事代理発 松平漢口総領事代理宛電報。なお、史料は右の電報を松平が広田外相に転送してものになっている。同上。
- 36 八月一日 岡本上海総領事発 広田外務大臣宛電報。同上。
- 37 「中支出兵の決定」『現代史資料 1 2』(一九六六年、みすず書房。) 三七五頁。
- 38 同上、三七六頁。
- 39 高松宮宣仁『高松宮日記 第二巻』(中央公論社、一九九五年。) 四八五頁。
- 40 外務省外交資料館所蔵「昭和十二年八月八日 川越大使宛極秘電報」(「支那事変関係一件 第十三巻」所収)
- 41 前掲、軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀巻一」『戦史叢書 中国方面海軍作戦< 1 >』二九八～三〇〇頁。
- 42 八月六日 広田外務大臣発 川越大使宛電報。「支那事件／引揚関連」「八月四日から五日」
- 43 前掲、「中支出兵の決定」『現代史資料 1 2』三八三頁。
- 44 八月九日 杉山六蔵第三艦隊参謀発 嶋田繁太郎軍令部次官宛電報。同上、三七九頁。
- 45 前掲、軍令部「大東亜戦争海軍戦史本紀巻一」『戦史叢書 中国方面海軍作戦< 1 >』三一四～三一八頁。